

ADR の現場から

150

不動産会社が知つておくべき
トラブル解決ノウハウ

ADR裁判外紛争解決手続は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟さをもつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度だ。トラブル解決の手助けは、消費者からの信頼獲得にもつながる。(ここでは、地域で活躍する不動産会社のADR等を活用したトラブル事例を紹介する。)

日本不動産仲裁機構が実施するADRは消費者の方だけではなく、不動産・建築事業者の方からも、柔軟かつ迅速にトラブルを解決する手法として活用されています。今回は、事業者から寄せられたADR相談事例について紹介いたします。

まずは、担当した物件オーナーからテナント原状回復費用を全額請求されているという不動産仲介会社A社です。原因是「エステ」として紹介したテナントがグレーゾーンの「メンズエステ」だったということ。なお、同じビルでは1階にある歯科医院で漏水があり、2階のテナントが退がりが悪い」という証拠写真があります。

日本不動産仲裁機構

てきました。B社はお詫びと補修をさせてほしいとお願いをしてきましたが、姉妹からは「残金の支払いをしない」他の業者に補修をさせて請求書をB社に回すなどの返事をしました。

かまらえない状態。B社はなんと話し合いで和解をしたいと考えていました。

最後は、住宅建材の輸入販売をしているD社の事例です。D社はUV加工が施してあるフローリングを工務店にて販売しましたが、施工後約半年で床の色が日焼けにより変色をしています。工務店も日焼けによる変色は理解していましたが、あまりにも早すぎたため、納得ができないといつことでした。D社はフローリングの日焼けに関するデータをまとめ、まずはそれをもって和解のための話し合いがした

3つ目は、外壁補修工事を中心とした業務をしている建築会社C社の事例です。C社は8年前に、10階建てマンションの外壁タイルの補修工事等の工事を行いました。そして最近になり、C社の補修工事とは関係のないと思われる経年劣化を理由に、このマンションの居住者が300万円ほど値下げしてマンションを売却したから、その分を支払ってほしいと連絡を受けました。C社は、自社とは因果関係のない事象にも関わらず

恐喝の可能性があると捉えましたが、万が一、C社の認識不足もしくは物件を売った人の思い違いがあるかもしれない」と考え、まずは話し合いをするという選択肢を希望したのです。

次は、リフォーム会社B社の相談事例です。B社は、姉妹のお客様から同じマンションの2部屋を、フルリノベーションをして販売をしました。しかし、引渡後2週間程度で「トイレ配管まわりの床が凹んでいる」「塗装の仕上が2部屋分、姉妹から送られ

● 法務大臣認証 ADR 機関
(3524) 8013